

第165回国際高官セミナー「少年司法と国際準則」

1 日程及び参加者

- 平成29年1月12日（木）から同年2月10日（金）まで
- 海外参加者14か国26名
- 国内参加者5名

2 セミナー概要

少年司法に関する条約及び国際準則においては、少年の保護を図り、その特性に応じた教育を行うため、少年の福祉に重点を置いた適正な司法手続、社会調査及びこれを踏まえた処遇の必要性、身柄拘束の最小化、社会内処遇の推進、プライバシー保護、ダイバージョンの推進等について定められている。

その一方で、多くの国では、少年について特別な手続により事件が処理されているものの、国際準則に照らし、様々な課題が存在し、関係機関の相互連携の視点も取り入れ、少年司法に関する諸方策を検討して発展させる余地は大きい。

そこで、本セミナーにおいては、各国の少年司法に関する法制度や実情を踏まえ、講義や比較法的観点に立った議論等を通じ、参加者が、少年司法と国際準則について知識・理解を深め、自国においてその法制度や実情に合致した少年司法に関する諸方策を検討して発展させることを目的とする。

3 客員専門家等

本セミナーにおいては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。（敬称略）

【客員専門家】

- アン・スケルトン 南アフリカ・プレトリア大学教授
- リチャード・デンボ 米国・南フロリダ大学教授
- エドワード・ベテレ 元国連薬物・犯罪事務所条約局長
- マッティ・ヨツツエン 国連欧州犯罪防止研究所長
- キティポン・キタヤラック タイ法務研究所長
- ギャラリー・ヒル CEGA サービス CEO

【外部講師】

- 川出 敏裕 東京大学教授
- 川本 清巖 東京家庭裁判所判事
- 小野理恵子 東京家庭裁判所調査官

以 上